

## 益城町地域公共交通計画の策定について

### 1. 地域公共交通計画について

地域公共交通計画（法改正により「地域公共交通網形成計画」より名称変更）は、「地域にとって望ましい公共交通網の姿」を明らかにする「マスタープラン（ビジョン+事業体系を記載するもの）」としての役割を果たすものです。市町村等が協議会を開催しつつ、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、交通事業者等との協議の上で策定します。

まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業の概要について記載するものとなります。

### 2. 計画策定の必要性について

平成28年熊本地震から4年を迎え、産官学にもご協力いただきながら、にぎわいづくりやまちづくりなど各事業を展開しているところです。

また、町の地域公共交通計画は策定から約7年が経過し、公共交通を取り巻く社会的環境の変化や地震後のまちづくり事業、各種関連計画との整合性、住民の移動ニーズを反映した、新たな計画の策定が必要な状況となっています。

令和元年度には、公共交通に大きく関係する都市計画マスタープランの改定が行われ、立地適正化計画の策定も進められています。

これらの関連計画との整合性を図りつつ、これまで以上に商観光や福祉等、他分野との事業とも連携し、多くの町民にとって望ましい、持続可能な公共交通を実現していくために、公共交通計画の策定が必要であるということから、昨年度の益城町公共交通会議においても、委員のみなさまへの説明を重ねてきました。

### 3. 益城町公共交通会議について

令和2年度より、益城町公共交通会議は、「道路運送法」に基づく「地域公共交通会議」と併せて、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「法定協議会」として、体制を拡充しました。

今年度は、公共交通会議において「益城町地域公共交通計画」の策定に向けた協議を行っていきます。

### 4. 計画策定の予算について

「令和2年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（計画策定事業）」の申請を行い、6月5日付けで交付決定されました。補助率：1／2です。計画策定支援業務委託のプロポーザルを実施しました。

## 5. 令和2年度のスケジュール

時 期	内 容
3月	・「益城町地域公共交通会議設置要項」の一部改正（4/1 施行）
4月	・公共交通会議委員の委嘱依頼 ・（4/23）「令和2年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金」申請
6月	・（6/5）補助金交付決定 ・（6/18）令和2年度第1回益城町公共交通会議（書面）開催 ・（6/24）プロポーザル方式による計画策定支援コンサルの公募
7月	・（7/16）令和2年度第2回益城町公共交通会議（書面）開催
8月	・（8/11）企画提案プレゼンテーションおよび選考委員会の実施 ・（8/27）委託契約締結
10月	・（10/2） <u>令和2年度第3回益城町公共交通会議開催</u> ・公共交通利用に関する住民アンケート調査、ヒアリング調査
11月	・計画策定のとりまとめ（～2月）
12月	・令和2年度第4回益城町公共交通会議開催（予定）
1月	・令和2年度第5回益城町公共交通会議開催（予定）
3月	・令和2年度第6回益城町公共交通会議開催（予定） ・パブリックコメントの実施 ・議会報告、計画策定

	法定協議会	地域公共交通会議
根 拠	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）	道路運送法施行規則（第9条の3）
目 的	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>地域公共交通計画を策定</u></li> <li>• 計画実施の主体となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するにあたり必要となる事項の協議</li> </ul>
検討対象 交通手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>多様な交通モード</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• バス、タクシー（乗合）</li> <li>• 自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送）</li> </ul>
構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域公共交通計画を作成しようとする市町村</li> <li>• 関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者</li> <li>• 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方市町村が必要と認める者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長</li> <li>• 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体</li> <li>• 住民又は旅客</li> <li>• 地方運輸局長</li> <li>• 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</li> </ul> <p>他、必要に応じて道路管理者や都道府県警察、学識経験者等</p>